

# 参考資料2

第11期生涯学習分科会の検討課題に関する参考資料

# デジタル社会の社会像 例1 (ニューノーマル時代のイメージ)

## 「ニューノーマル時代」のイメージ



# デジタル社会の社会像 例2（コロナ後に求められる社会像）



(出典)総務省(2021)「ウィズコロナにおけるデジタル活用の実態と利用者意識の変化に関する調査研究」  
※「令和3年版情報通信白書」(総務省)より

# 「誰一人取り残さない」デジタル化の実現に向けて

## 令和3年版情報通信白書

### 第1部 特集 デジタルで支える暮らしと経済

#### 第3章 「誰一人取り残さない」デジタル化の実現に向けて

##### 3 「誰一人取り残さない」デジタル化の推進

###### (1) 利用者（国民）におけるデジタル活用の促進

### ア デジタル・デバイドの解消

「誰一人取り残さない」デジタル化を進める観点では、地理的・経済的・身体的制約の有無にかかわらず、あらゆる人や団体が必要な時に必要なだけデジタルを利用できる環境（アクセシビリティ）を確保することが必要である。  
(略)

### イ デジタル・リテラシーの向上

「誰一人取り残さない」デジタル化の実現に向けて、デジタル・リテラシーの向上が必要である。我が国では、「端末の操作が難しい」、「近くに相談できる人がいない」といった理由で、デジタル活用を躊躇する人たちが高齢者を中心に存在している。

これまでも地方公共団体や地域のパソコン教室等において、これらデジタル初心者をサポートする取組は行われてきたが、社会全体にデジタルの定着を図る観点では、より身近な場所で身近な人からスマートフォン等のデジタル機器の利用方法を学ぶことのできる「デジタル活用支援員」のような取組をさらに拡充させる必要がある。

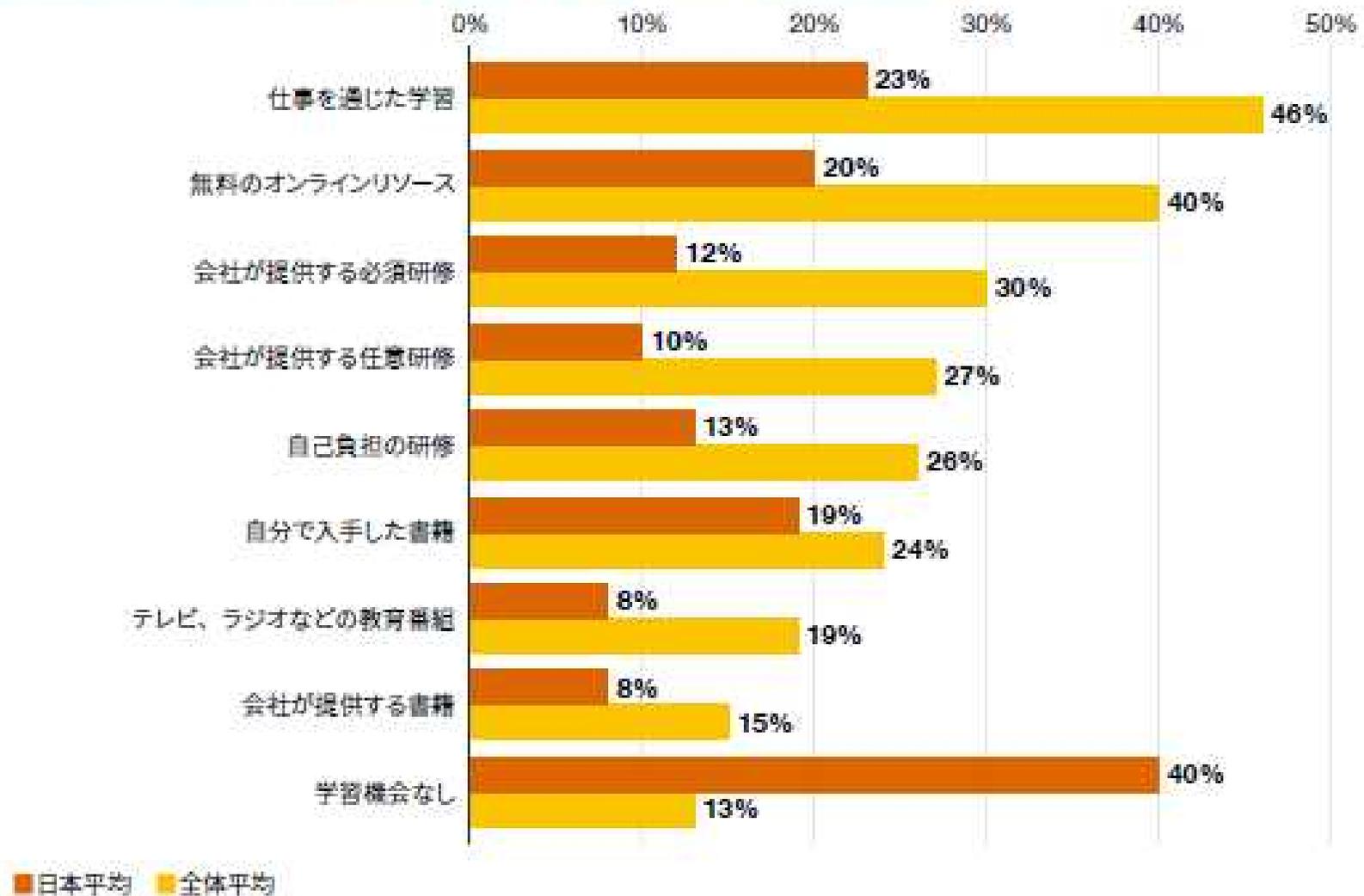
他方、身体的制約等の理由により、デジタル機器の操作が困難な者も存在している。そのような人でもデジタルの恩恵を受けられるようなサポート体制の整備も必要であろう。

また、デジタル・リテラシーの向上には、単に機器を操作するスキルを上げるだけでなく、デジタルを利用する際の様々なリスクを知り、危険を回避できる知識を身に着ける必要がある。そのためには、若年層、高齢層に加え、生産年齢世代等の様々な層を対象とした教育・研修や、情報セキュリティや偽情報の対策等のリスク回避のための情報発信、啓発活動などを続ける必要がある。

なお、「一人も取り残さない」とは、単にデジタルを活用できるようにするとの話だけでなく、様々な立場の人が、それぞれの立場に合わせて社会参画できるソーシャル・インクルージョンを意味している。少子高齢化が進む我が国において、国際競争力を維持し、我が国の社会・経済機能を継続して確保していくためには、労働参加人口の拡大という観点でもデジタル・リテラシーの底上げは非常に重要である。

# デジタルスキルに関する意識・学習①

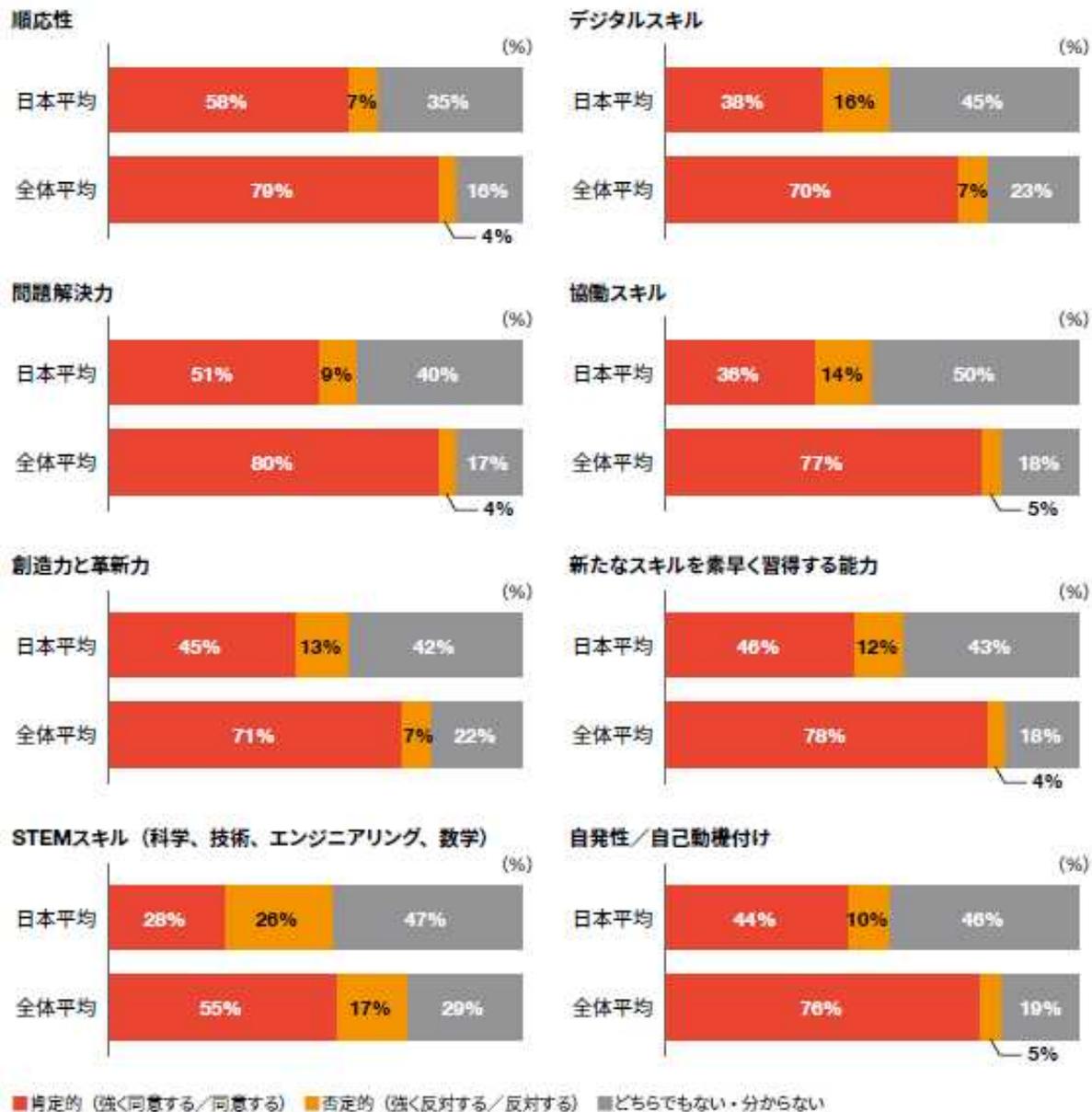
質問：過去12カ月間に、次のどの方法で新しいスキルを学習しましたか？



調査ベース：グローバルの回答者32,517名、日本の回答者2,001名

# デジタルスキルに関する意識・学習②

質問：自分が以下のスキルと特性を持っていることへのどの程度同意しますか？



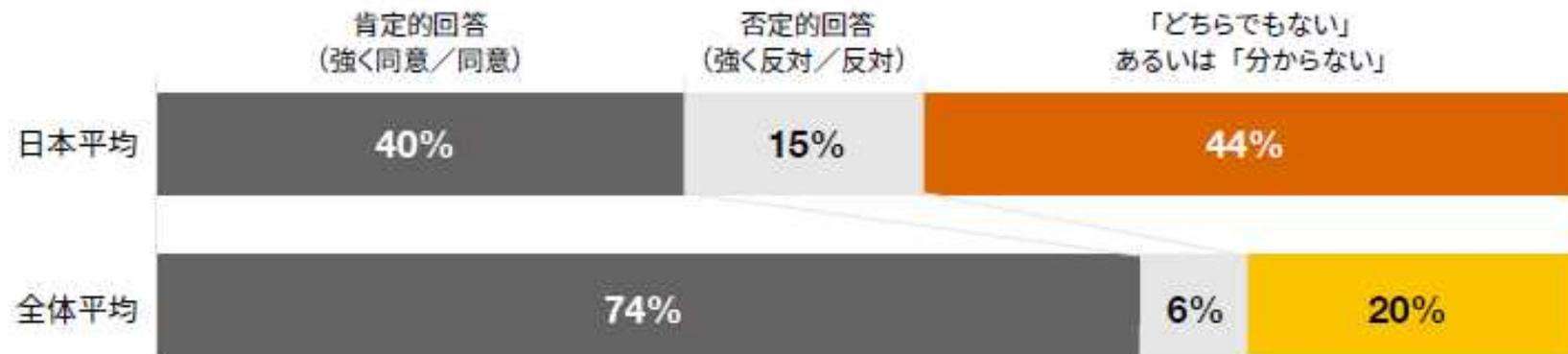
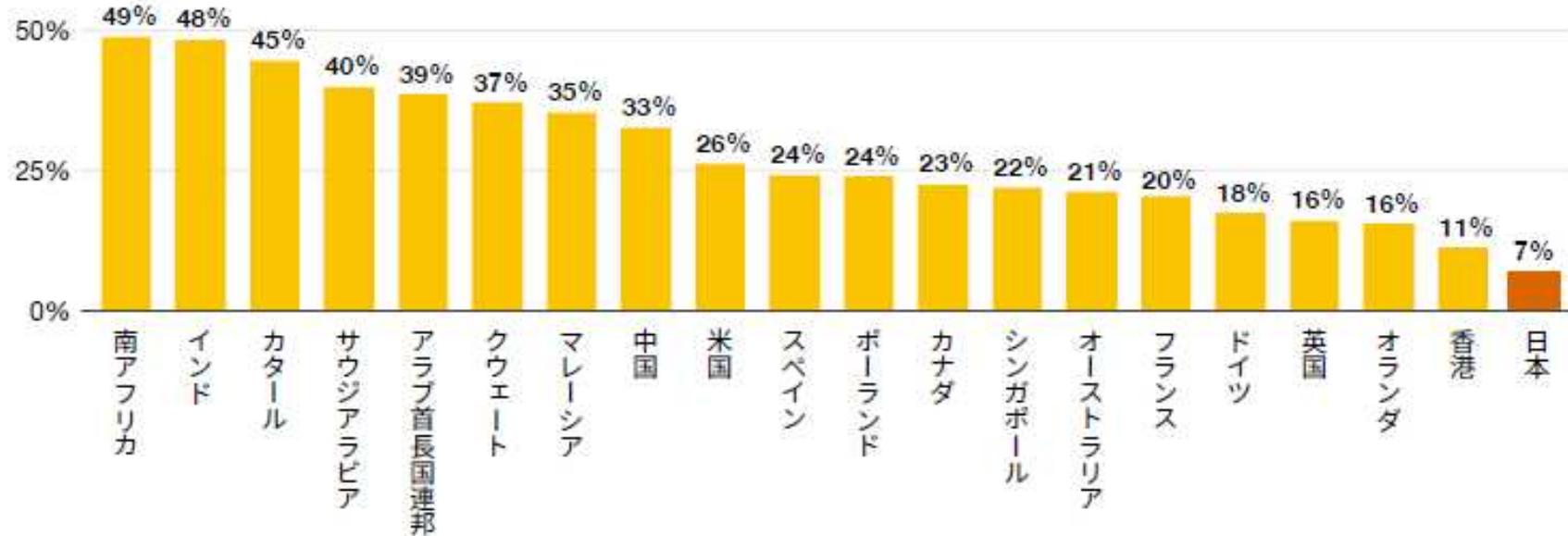
調査ベース：グローバルの回答者32,517名、日本の回答者2,001名

# デジタルスキルに関する意識・学習③

質問：以下の内容にどの程度同意しますか？

私はテクノロジーの変化についていけるよう絶えず新しいスキルを学んでいる

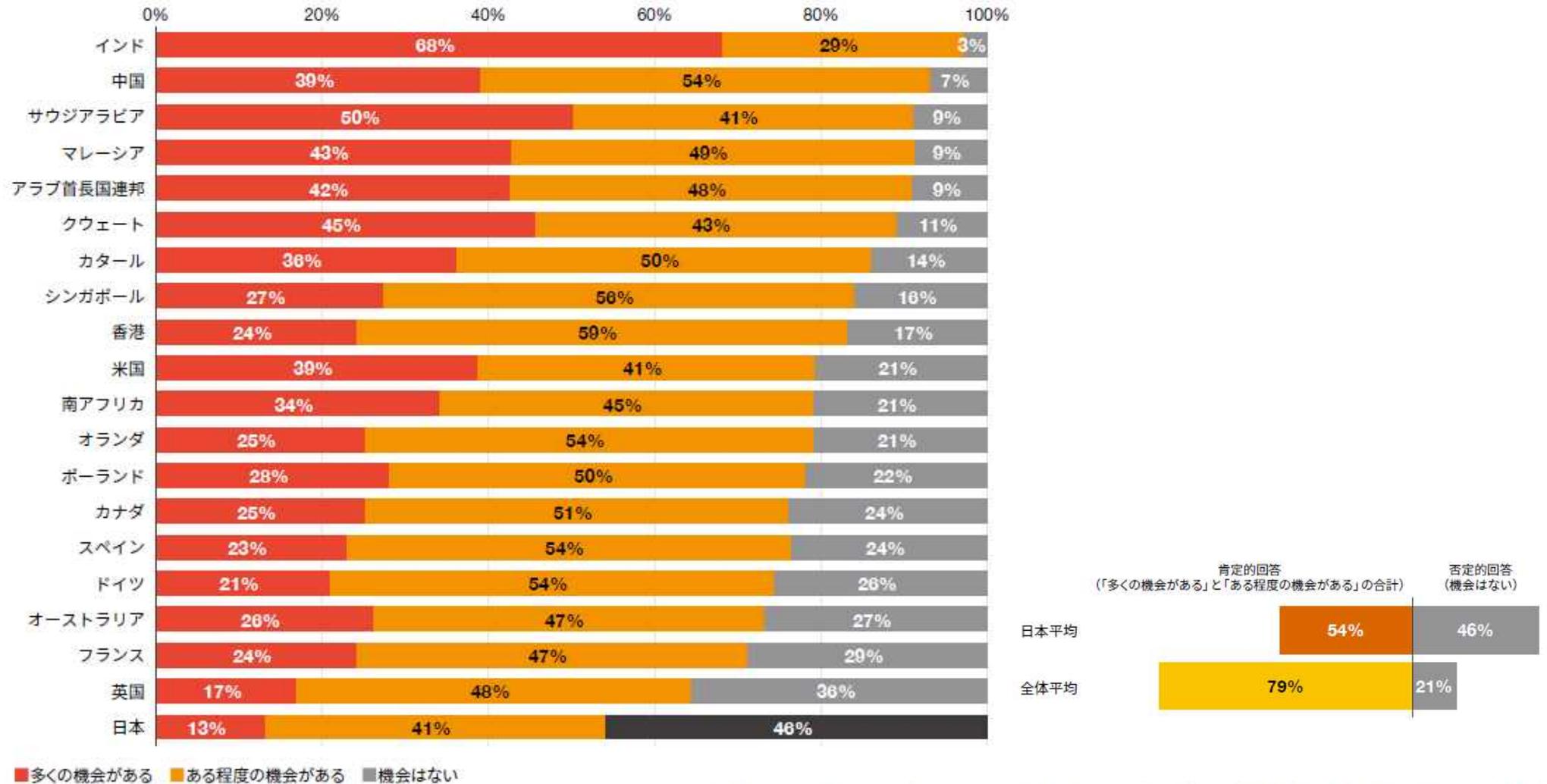
各国：「強く同意」と回答した割合



調査ベース：グローバルの回答者32,517名、日本の回答者2,001名

# デジタルスキルに関する意識・学習④

質問：現在の雇用主は通常の職務以外の場であなたのデジタルスキルを向上させる機会を与えてくれますか？  
 (デジタルスキルとは、コンピューターアプリケーションやオンラインプラットフォームなど、最新のテクノロジーの理解と利用を促進することを意味します)



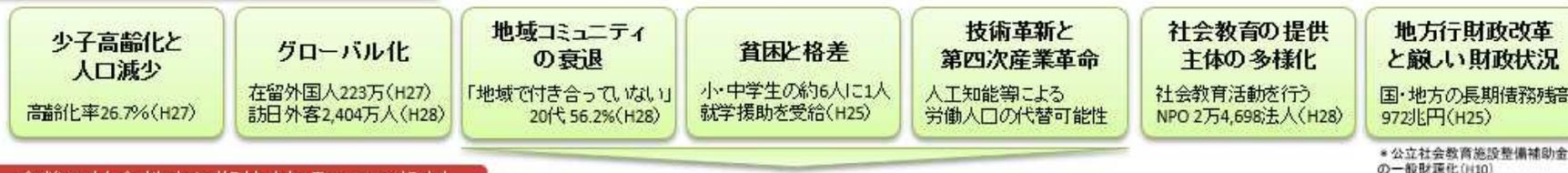
調査ベース：グローバルの回答者28,635名（被雇用者と契約労働者）、日本の回答者1,764名（被雇用者と契約労働者）

# 持続可能な地域社会の形成・維持

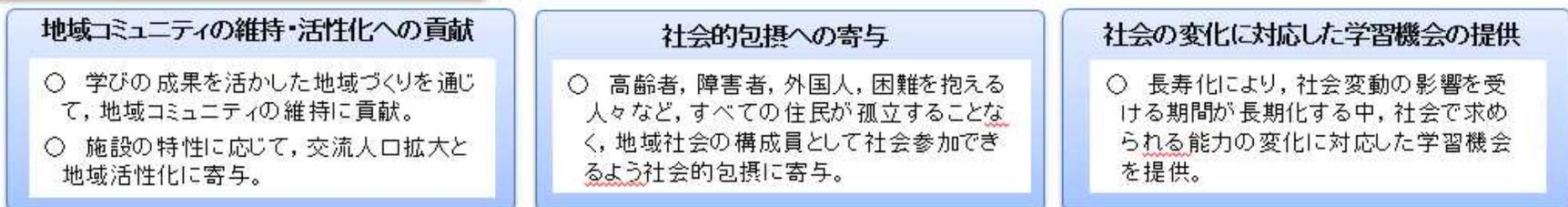
## 人々の暮らしと社会の発展に貢献する持続可能な社会教育システムの構築に向けて

【学びを通じた地域づくりに関する調査研究協力者会議（論点の整理）の概要】

### 社会教育を取り巻く環境変化とその具体例

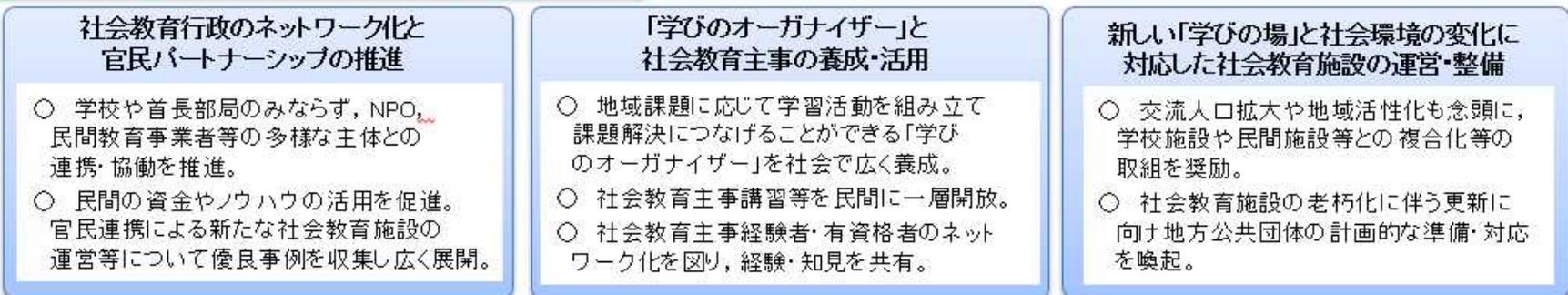


### 今後の社会教育に期待される3つの役割



学びの成果を地域づくりの実践につなげる「地域課題解決学習」を社会教育の概念に明確に位置付け

### 持続可能な社会教育システムの構築に向けた主要な視点



国民・社会の理解と支持が得られる社会教育行政を展開し、社会教育分野への官民の教育投資を促進

- PDCAサイクルによる事業の不断の改善
- クラウドファンディングなど多様な資金調達手法の活用促進

## 人々の暮らしと社会の発展に貢献する持続可能な社会教育システムの構築

# 人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について（第9期答申）①

（平成30年12月21日）

## 第1部 今後の地域における社会教育の在り方

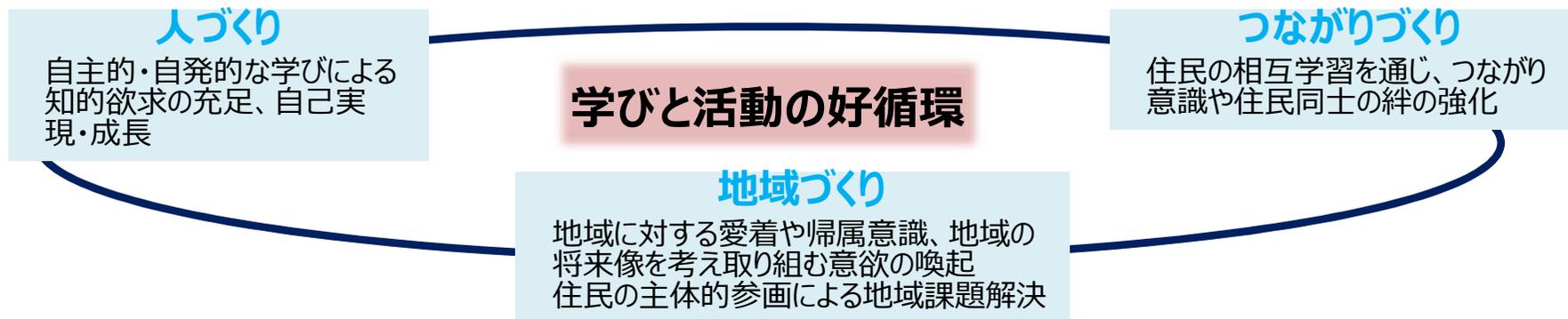
＜地域における社会教育の目指すもの＞

### 1. 地域における社会教育の意義と果たすべき役割～「社会教育」を基盤とした、人づくり・つながりづくり・地域づくり～

多様化し複雑化する課題と社会の変化への対応の要請

- 人口減少、高齢化、グローバル化、貧困、つながりの希薄化、社会的孤立、地方財政の悪化、SDGsに向けた取組 等  
⇒ 持続可能な社会づくりを進めるために、住民自らが担い手として地域運営に主体的に関わっていくことが重要
- 人生100年時代の到来、Society5.0実現の提唱 等  
⇒ 誰もが生涯にわたり必要な学習を行い、その成果を生かすことのできる生涯学習社会の実現へ向けた取組が必要

#### 社会教育：個人の成長と地域社会の発展の双方に重要な意義と役割



### 2. 新たな社会教育の方向性～開かれ、つながる社会教育の実現～

#### 住民の主体的な参加のためのきっかけづくり

社会的に孤立しがちな人々も含め、より多くの住民の主体的な参加を得られるような方策を工夫し強化

#### ネットワーク型行政の実質化

社会教育行政担当部局で完結させず、首長、NPO、大学、企業等と幅広く連携・協働

#### 地域の学びと活動を活性化 する人材の活躍

学びや活動と参加者をつなぎ、地域の学びと活動を活性化させる多様な人材の活躍を後押し

開かれ、つながる社会教育へ

# 人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について（第9期答申）②

（平成30年12月21日）

＜「社会教育」を基盤とした、人づくり・つながりづくり・地域づくりに向けた具体的な方策＞

## 1. 学びへの参加のきっかけづくりの推進

- 楽しさをベースとした学びや地域防災、健康長寿など、関心の高い学び等、学びや活動のきっかけづくりを工夫
- 子供・若者の参画を促し、地域との関わりの動機付けとなり得る成功体験づくり
- 社会で孤立しがちな人に対して、福祉部局等との連携により、アウトリーチの取組を強化
- 各地における具体的な取組の収集・共有、地域における活動の事例分析と周知

## 2. 多様な主体との連携・協働の推進

- 首長部局との連携を効果的に図るため、総合教育会議の活用や、部局間の人事交流を推進
- NPO、企業、大学等と行政関係者との積極的な意見交換や協議
- 地域学校協働活動を核にした社会教育と学校教育の一層の連携・協働

## 3. 多様な人材の幅広い活躍の促進

- 地域の課題解決等に熱意を持って取り組む多様な人材を社会教育の活動に巻き込み、連携
- 教育委員会における社会教育主事の確実な配置、多様な主体による「社会教育士」の取得推奨

## 4. 社会教育の基盤整備と多様な資金調達手法の活用等

- 各地方公共団体における十分な社会教育費の確保を含めた基盤整備
- クラウドファンディング等の多様な資金調達手法の活用

## 第2部 今後の社会教育施設の在り方

### <今後の社会教育施設に求められる役割>

社会教育施設には、地域の学習拠点としての役割に加え、以下のような役割も期待。

- 公民館：地域コミュニティの維持と持続的な発展を推進するセンター的役割、地域の防災拠点
- 図書館：他部局と連携した個人のスキルアップや就業等の支援、住民のニーズに対応できる情報拠点
- 博物館：学校における学習内容に即した展示・教育事業の実施、観光振興や国際交流の拠点

### <今後の社会教育施設の所管の在り方>

このような中、地方公共団体から、地方公共団体の判断により、地方公共団体の長が公立社会教育施設を所管することができる仕組み（以下「特例」という。）を導入すべきとの意見が提出。これについて検討し、必要な措置を講ずる必要（「平成29年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成29年12月26日閣議決定））。



生涯学習社会の実現に向けた横断的・総合的な教育行政の展開に向け、社会教育に関する事務については今後とも教育委員会の所管を基本とすべき。

一方、地方の実情等を踏まえ、より効果的と判断される場合には、地方公共団体の判断により地方公共団体の長が公立社会教育施設を所管できる特例を設けることについて、社会教育の適切な実施の確保に関する制度的担保が行われることを条件に、可とすべき。

## ◆特例を設けることについて

（他行政分野との一体的運営による質の高い行政の実現の可能性）

- ・社会教育施設の事業と、まちづくりや観光等の他の行政分野の社会教育に関連する事業等を一体的に推進することで、より充実したサービス等を実現できる可能性。
- ・福祉、労働、産業、観光、まちづくり、青少年健全育成等の他の行政分野における人的・物的資源や専門知識、ノウハウ、ネットワーク等の活用により、社会教育行政全体を活性化できる可能性。
- ・社会教育の新たな担い手として、まちづくりや課題解決に熱意を持って取り組んでいるがこれまで社会教育と関わりがなかった人材を育成・発掘できる可能性。

（施設の効果的・効率的な整備・運営の可能性）

- ・首長部局が中心となって行っている社会資本整備計画等を通じた施設の戦略的な整備や、様々な分野が複合した施設の所管を一元化することによる、当該施設の効率的な運営の可能性。

## ◆社会教育の適切な実施の確保の在り方について

同時に、社会教育の適切な実施の確保（政治的中立性の確保、住民の意向の反映、社会教育施設としての専門性の確保、社会教育と学校教育の連携等）のためには、本件特例を設けるに当たり、教育委員会による関与など一定の担保措置※を講ずる必要がある。

※担保措置については、例えば、地方公共団体において所管の特例についての条例を定める際に、教育委員会の意見を聴くこととする、といった例が議論されたが、具体的な在り方については、国において、法制化のプロセスにおいて具体的に検討すべき。

## ◆地方公共団体において特例措置を活用する場合に留意が求められる点

- ・特例が活用される場合でも、当該施設は引き続き社会教育施設であり、法令の規定を踏まえた専門的職員の配置・研修、運営審議会等を活用した評価・情報発信等が重要。
- ・教育委員会は社会教育振興の牽引役として引き続き積極的な役割を果たしていくことが重要（総合教育会議等の活用、首長部局やNPO等との連携・調整等）。地方行政全体の中に、社会教育を基盤とした、学びを通じた人づくり・つながりづくり・地域づくりの視点を明確に組み込んでいくことが重要。